第１０期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書

１　委託業務名

第１０期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

２　業務目的

（１）第１０期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第１０期計画」という。）の策定に向けて基礎調査として実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」等の調査結果について、市内の高齢者の状況やニーズを分析し、課題抽出を行うことを目的とする。

（２）第９期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第９期計画」という。）期間における介護給付実績の評価及び高齢者保健福祉施策の執行状況の把握を行うとともに、高齢者への支援の必要性及び課題を明らかにした上で、地域共生社会の実現に向け、第１０期計画案を策定することを目的とする。

３　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月１９日まで

４　納品場所

春日部市役所福祉部高齢者支援課

５　情報処理遂行体制等

受託者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理が十分に行われていることを証明すること。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク）又は同等の認証を取得しているとともに、３年以上の保有実績を有しており、かつ、機密保持に関する社内規定を設けていることとし、それを証明する書類（認定証の写し）等を市に提出するものとする。

６　業務内容

（１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①調査手法

郵送による配布・回収

②調査実施期間

令和７年１１月（予定）

③調査対象者及び件数

・６５歳以上の一般高齢者　　5,600 人（８圏域×700 人）

・要支援者（要支援１・２の人）　700 人

・事業対象者（全数）　　250 人（予定）

④調査項目

厚生労働省から示された介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目及び市独自項目。

【委託業務の範囲】

①調査票への助言

市が作成する調査票について、厚生労働省から示されている「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」及び「介護保険事業計画作成の手引き」等関係資料の確認・把握をした上で、必要な助言を行う。

②集計した調査票の分析、考察

・市が集計した全回答について、調査対象別に市全体・日常生活圏域ごとの単純集計・クロス集計・トリプルクロス集計等を行い、Excel 形式で提示する。

・本市の特徴が把握できるよう、リスク該当者の出現率などについて、全国・全県平均等との比較分析を行うこと。

・第８期、第９期計画策定時に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の結果を活用し、経年変化の集計、分析を行うこと。

・日常生活圏域ごとの高齢者の課題を抽出し、その因果関係等を分析し、リスク該当者の出現率の低減に向けた方策や今後の事業展開等について提案すること。

・調査結果及び前回調査結果等をもとに、現状や特徴を整理し、多角的な分析を行い、課題を抽出するとともに要因を考察し、地域の高齢者全体の状況の推定等、次期計画策定の基礎資料となるよう、内容構成等を工夫し総

括すること。

（２）在宅介護実態調査

①調査手法

認定調査員等による聞き取り調査

②調査実施期間

令和７年５月～１２月（予定）

③調査対象者

在宅生活の要支援・要介護認定者のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方

④調査件数

約 650 件予定

⑤調査項目

平成２８年９月に厚生労働省から示された調査項目

・Ａ票　１４問（基本項目５、オプション項目９）

・Ｂ票　　５問（基本項目４、オプション項目１）

【委託業務の範囲】

集計した調査票の分析、考察

・市が集計した全回答について、厚生労働省が配布している「自動集計分析ソフト（Excel ファイル）」を活用し、これにより分析等を行う。

・調査結果及び前回調査結果等をもとに、現状や特徴を整理し、多角的な分析を行い、課題を抽出するとともに要因を考察し、地域の高齢者全体の状況の推定等、第１０期計画策定の基礎資料となるよう、内容構成等を工夫し総括すること。

（３）分析報告書の作成

上記(1)及び(2)の調査について、以下の事項等についてまとめ、第１０期計画策定の基礎資料となるよう報告書を作成する。

①調査の概要

②調査の結果

③現状や特徴等の分析

④課題と要因の考察等

（４）第１０期計画策定業務

①第９期計画の検証

・第９期計画における施策・事業の実施状況について、現状分析と課題の整理を行うこと。

②現状把握・現状分析

・国・県の方向性（地域医療構想、医療計画含む）や制度改革の動向について情報を収集し、第１０期計画の検討に当たって課題等の分析を行うこと

・本市上位計画・関連計画等（総合振興計画、地域福祉計画、SDGs 推進方針など）を把握し、整合性を図ること

・地域ケア会議を活用した地域課題の把握を行うこと

・介護保険サービス事業者等の意見聴取を行うこと

③各種分析・推計支援

(ｱ)給付実績集計・分析の実施

・国保連給付実績データに基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行うこと

・保険者機能強化推進交付金（市町村分）に係る評価指標について、該当状況調査の回答支援及び第９期計画に係る実績分析支援を行うこと

(ｲ)計画目標量の推計

・圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、地域包括ケア「見える化」システム等を使用し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数、認知症高齢者数の推計を行うこと

・推計結果に基づき、介護保険サービス見込み量、介護保険給付費、第１０期介護保険料の設定支援を行うこと

・今後必要となる介護人材の推計を行うこと

④認知症施策推進計画

・認知症基本法に基づく「春日部市認知症施策推進計画」を包含した計画となるよう、計画素案の策定を行うこと

・市が提供する、認知症当事者等の聞き取り調査の結果を踏まえた計画内容とすること

⑤第１０期計画素案の策定支援

・現状の分析結果や国から示される基本指針案、「介護保険事業計画作成の手引き」等を踏まえ計画素案の策定を行うこと

・計画素案を策定するにあたり以下の事項を提案すること

・計画の全体構成

・基本理念、基本目標及び施策体系の検討、設定

・新たな課題に対応する施策等

・本市が実施する市民意見提出手続（パブリックコメント）について支援を行うこと

・計画素案に対する審議、検討結果等に基づき、計画素案を修正すること

⑥審議会等の支援

・高齢者保健福祉計画等推進審議会（４回程度予定）への担当者の出席

・会議資料の作成及び、会議１週間前までのデータによる納品

・会議録（要旨）の作成

⑦その他

・医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスといった地域包括ケアシステムを推進していくための取り組みの検討を行うこと

・国・県等の動向を把握し、必要に応じて助言、情報の提供を行うこと

・介護保険法等の改正に伴う例規の改正について、情報の提供を行うこと

・第９期に引き続き「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画となるよう、計画素案の策定を行うこと

・統一されたデザインの作成を行うこと

７　成果品

下記のとおりとする。

（１）成果品

①調査報告書（紙）　３部

Ａ４版、白黒印刷、３００頁程度

②調査報告書（データ）

マイクロソフト社 Word 形式及びＰＤＦ形式、ＣＤ-ＲＯＭに格納（ウイルスチェック済みのもの）　２枚

③分析データ（単純集計、クロス集計、自動集計分析ソフトデータ等）

マイクロソフト社 Excel 形式、紙媒体２部、ＣＤ-ＲＯＭに格納（ウイルス

チェック済みのもの）　２枚

④第１０期計画書　２２０部、第１０期計画概要版　３００部

仕様　計画書：Ａ４版／１００～１２０頁程度／表紙４色カラー刷り・本文１色刷り　／あじろ綴じ製本／環境に配慮した用紙・インクを使用すること。

概要版：Ａ４版／８頁程度／表紙・本文４色カラー刷り／中綴じ製本／環境に配慮した用紙・インクを使用すること。

⑤計画書・概要版（データ）

マイクロソフト社Word形式及びＰＤＦ形式、ＣＤ-ＲＯＭに格納（ウイルスチェック済みのもの）　２枚

（２）納品時期

①調査報告書

令和８年３月下旬

②計画書、概要版

令和９年３月１９日まで

（３）成果品の帰属

成果品の著作権は、市に帰属するとともに、受託者は市の許可なく複製及び他に公表または提供してはならない。

８　検査

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、是正すべき事項が見つかった場合は、受託者は、責任を持ってこれを訂正するものとする。

９　その他

（１）受託者は、作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打合せを行うこと。また、業務遂行中の打合せも必要に応じて行うこと。その際の議事録は、受託者側で作成するものとする。

（２）受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

（３）今後、新たに国や県より調査に関する事項等が示された場合には、該当事項等を踏まえた内容とすること。

（４）業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

（５）個人情報の取扱いについては、春日部市個人情報保護条例を遵守するほか、業務の実施にあたっては、個人情報保護対策を施した管理下で行うこと。

（６）打合せ等の出席に係る交通費等の経費、及び資料作成に係る経費は、本委託料に含むものとする。

（７）受注者は、成果物について市と協議を行い、市の承認を得ること。なお、成果物の内容が不適切と認められる場合(分析過程や結果の根拠が不明瞭である等)、再提出を求める場合がある。

（８）この仕様書に記載されているもののほか必要な事項は、市と受託者が協議の上決定する。